

Title	英国内閣制度の進展
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.4 (1925. 12) ,p.31(499)- 64(532)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19251200-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國內閣制度の進展

本篇は余が英國憲法史に關する多年研究の結果をノートにとりめた中から一章を抜いて掲出したものである。未定稿のことであるから、固より不完全なる研究たるを免れぬけれど、大方の此正を俟ちて改訂するに吝ならざる者である。

アクトン卿は一六八八年の革命を評して曰く、此革命に因つて「治者階級に何等の變化も起らなかつた。國政を支配した郷紳は、其の以前に於けると均しく、一六八八年後も尙ほ國務を支配した。社會の貴族的要素から民衆的要素への力の移動はなかつた。自由政治の要件である宗教の自由も、國民教育も、奴隸の解放も、貿易の自由も、貧民の救助も、出版の自由も、大臣連帶責任も、討論の公開も、國民協議會の決議中に、若くは權利券狀中に記載せられなかつた。將來はトリー黨に屬するか、將た又ホイッグ黨のものであるかを決定すべく、何ものも爲されなかつた」。 (Acton: Lectures on Modern History, p. 231) 以上列擧せられた中、直接英國憲法の進展に取て最も重大なる關係を有して居るのは、實に大臣責任の事である。

十七世紀を通じて、國王の大臣は國會に對して責任を負ふべきものであるとの思想は、着々として進

展しつゝあつた。大諫議書中の要求も、ストラッフォルドの處刑も、クラレンドンの彈劾も、ダンビイの彈劾も、凡て此の思想の發展に於ける階段であつた。其れから一七〇一年ホイッグ黨の貴族ソマースを始めポルトランド、オクスフォード、ハリファックスの四卿が英國をして西班牙分割條約に加入せしめた爲め、トリー黨から、叛逆罪を以て彈劾せられた。ソマースはウィリアムの命に依り、大法官として大璽を黔したに過ぎないと言つて辯護した。此の彈劾事件は延いて上下兩院間の紛争を惹起し、下院は上院より證據を提出すべしと指定せられた日に出頭しなかつたが爲め、ソマース等は免訴せられた。是等の事實は益々大臣責任の急要を語る材料たらざるはない。併し乍らウィリアム三世はホイッグ、トリー兩政黨から大臣を選抜して、親から内閣を主宰したる國家の行政長官であつた。既に國王が行政長官である以上は、大臣等をして彼等が王命の下に行動した國王の政策に對して、國會に向つて責任を負はしむることは不可能であつた。十分なる大臣責任は『國王は不正を行ふこと能はず』(The King can do no wrong) 何となれば、彼は其の大臣の輔弼に依て行動せねばならぬからであると云ふ原則が承認せられて、はじめて可能となるのである。

大臣責任の歴史は、ウィリアム三世の治下に長足の進歩を遂げたる内閣制度の進展と密接に關係して居るが、其の内閣制度は又實際國會に於ける政黨組織の生長に負ふ所少くなかつた。其の治世の當初、

ウィリアムはホイッグ、トリーイ兩政黨の中から、穩和分子を選んで輔弼の大臣に任じたが、兩黨の間に調和を缺いた上に、此種の大臣の混合團體は、固より國會に其の本據を有たなかつた。そこでサンダーランドの懇懇に依つて、ウィリアムは漸次、彼の治世の大部分を通じて庶民院に優勢の地位を占めて居たホイッグ黨から、専ら大臣を選任する企畫を採つた。當時ホイッグ黨はサンダーランドの外にラッセル、ソマース、モンテギュー、ホアートンと云つたやうな著名なる政治家の團體に依て率ひられて居た。是等のホイッグ黨政治家は敵黨の攻撃に對して、即座に同黨出身の僚友を辯護するが如き、彼等の間に一種の親密なる關係を結んだので、爲めに、外間の嫉妬を招いて、『奸黨』(“Junto”)の綽號を以て呼ばれるに至つた。此の如くして、一六九三年から九六年の間サンダーランドが同臭味の徒を率ひて政局に立つた事は、實に統一したる内閣の嚆矢と云ふことが出來よう。所が未だ近代的意義の内閣ではなかつた、と云ふのは、大藏尙書(Treasurer)とか國務大臣(Secretary)とか玉璽尙書(Lord Privy Seal)とか云ふやうな國家の大臣は、各自同僚から獨立して居つて、各大臣は即ち國王の僕であつて、其の職務は唯だ國王に對して責任を負ふに過ぎなかつたからである。所が、常に例へばクラレンドンのやうな他の同僚に擡んでた大臣があつて、政府全般の方針に就て、他の閣僚を指導する地位に立つたけれど、尙ほ其れは個人的優越であつて、決して恒久的に公然と認められたものではなかつた。他の大臣を其の下風に立たしめた彼は、往々にして閣僚の反對を招き、若くは彈劾を受くることなきを期することが出來なかつた。

つた。而して國王の方に於ても、他の大臣に何等圖る所なくして、或る大臣を任免するのが常であつて國王は名に於ても實に於ても、依然たる行政府の首腦であつたのである。ホイッグ黨は一六九七年まで其内閣を維持したけれど、トリー黨が一七九八年の總選舉で勝利を得たので、ウィリアムは漸次トリー黨員を以て其の内閣員を補充するに至つた。近代の内閣のやうに、閣僚同時に挂冠して、總選舉に勝利を占めた反對黨に政府を明渡す慣習は未だ成立しなかつたのである。

所がウィリアム三世の晩年に臨み、現に發達の途にあつた内閣制度の進歩を阻止し、延いては大臣責任制の進展を阻止した試みが爲された。其れは踐祚令中の二三の規定である。

一七〇〇年七月二十日女王アンの獨息子グロスター公は死去したので、英國では新たに王位相續に就て、法律を制定する必要が起つた。仍て一七〇一年六月有名なる『踐祚令』(Act of Settlement. 12 & 13 Wm.

III. c. 2) が國會を通過した。此の法律は英國の王位をば、ステュアートの血統を受けて併かも新教を奉ずる者に確保せんとしたものである。爲めに王位はジェームス一世の娘エリサベスを娶つた獨逸の宮領伯フレデリックの娘であるハノーヴァーのソフィアの所生に限定せられた。此の如く新教者をして王位を相續せしめんとしたが爲め、一層直接にステュアートの血統を受けたジェームス二世の子エドワード・ジェームスを始め數人の羅馬教徒は、無視せられた次第である。故に此の法律は、ハノーヴァー王系の

國王たる權利は國會の決議に依つたものである、決して英國の王位は神權に依て世襲せらるべきものではないと云ふ主義を極言したものと云つて可い。

踐祚令の制定は、王位の繼承を規定する側、國王の大權の濫用に對して、新たなる保障を設くる機會を與へた。踐祚令は全文四條から成つて居る。(一)王位相續から羅馬カトリック教徒を排斥し、若し羅馬教徒が王位に即けば、「英王國の人民は其故に彼等の忠誠から免除せられ又免除せらるべき」ことを宣言した權利券狀に關説したる後、踐祚令は英國の王冠をハノーヴァー選舉侯夫人ソフィア竝に新教徒たるべき其の所生に定めて居る。(二)羅馬教會の會員たり、羅馬教を公然信仰し、若くは羅馬教徒と結婚する者は總て王位を繼承することを得ない。(三)英國の宗教、法律竝に自由を保障せんが爲め、左の數項を規定して居る。(1)凡て將來の英國王は英國教會の會員たるべき事(是れは羅馬教或は多分獨逸のルテラ教に對して、更めて附加せられた保障であらう)。(2)國會の同意を経るに非れば、英國王に屬せざる如何なる領域の防禦の爲めにも戰爭を起すことを得ない。(3)英國王は國會の同意なくして大英國及び愛蘭を去るべからず。(4)「英國の法律及び慣習に依て當然樞密院に於て審議せらるべき我が王國の善政に關する有らゆる案件は須らく同院に於て處理せらるべく、此の如くして決議せられたる總ての事項は之に協賛したる顧問官によつて調印せらるべし。(5)外國人は(英國人たる兩親の所生に非れば、例令歸化しても)樞密顧問若くは國會議員となり、若くは國王から信用ある文武官の地位を授けらるゝことを

得ない。(6)「國王の下に官職若くは利益ある地位を占むる者、若くは國王から年金を受くる者は庶民院議員たるを得ない。」(7)裁判官は職務に過失なき限り其の職に留まることを得、併し乍ら國會兩院からの上奏に依りて解職せらるべし。(8)大璽に依りて特赦せられても、庶民院の彈劾を辯護する理由とはならない。(四)國教並に英國人の自由を保障する總ての法律を確認して居る。

右四ヶ條の中、第二の各項は英國人がブルンスウィック系と云ふ此の未知數なる外國出身の王系に對して自ら將來を慮つた結果に外ならぬ。是等の中(4)と(6)とが特別に重要なる項目である。第(3)はジョージ一世の治世に廢せられた。(註、一)(4)は國會に於て、樞密院内の少數者間に、以前同院全體に屬した國王輔弼の業務を引取らんとする傾向が盛んなるに對して、自ら抱いた嫉妬の徵候である。國務大臣が一黨から選ばれるようになって來ると、閣僚が各政黨に分れて居た間には不可能であつた方法に依て結合するに至つた。此の如くして『内閣』(Cabinet)の前身が、樞密院の一種非公式なる委員會として、發生し始めた。是れと共に連帶責任の思想の端緒も見はれて來た。(4)の後半が附加せられたのは、即ち此の傾向を制し、各樞密顧問をして其の國王に對して與へた忠言に對し、個人的に責任を負はしめんが爲めであつた。ところが此の提唱は忽ちにして實行不可能であることが見出されて、未だ其の實施を見るに至らずして、廢止に歸した。此の項は庶民院が内閣制度の發生を嫌惡したる徵證として、頗る興味ある事である。

第(6)は國王の勢力を制限せん爲めの企てであつた。チャールズ二世もジヨージムス二世も國會議員を買收せんが爲め、熾んに官職を香餌とした。ウィリアム三世亦周圍の難境にも拘らず、國會を操縦せんが爲め、此の有害なる買收手段を採つたのである。併し乍ら、一利一害は免れ難いもので、若し此の項が實施せられて居たならば、爲めに英國の政治的制度を甚だしく變化せしめたであらう。如何となれば、これが爲め、國務大臣は庶民院に議員たることを妨げられ、斯くて國會が行政部に對して何等の有效なる操縦を行ふことが出来なくなるからである。此の事が明かになつたので、此項は一七〇五年に廢止せられて、其の代り一七〇七年一個の法律(註二)が制定せられた。此の法律は國王の下に利益の官職を奉ずる庶民院議員は辭職して、再選を争はねばならぬ。而して一七〇五年十月二十五日以後に設置せられた官職に在る者は、庶民院議員たる資格を失ふことになつた。此の項は奇妙なる結果を齎らした。即ち庶民院議員は法律上辭職することが出来ないと云ふ事である。其故に庶民院議員にして辭職したいと冀ふならば、一七〇五年以後設けられた國王の下に於ける利益ある官職であるチルターン聯合邑若くはユーステッド莊園の執事たらんと申込む。其の辭令が公表せらるれば、其の人は最早議員の資格を失ふことになる。而して其の上にて彼は名義だけ任命せられた官職を辭するのである。

(註一) 國王の屢次海外に旅行することを豫め防がんが爲め、規定せられた此の項目を無視して、ジョージ一世は屢々故國のハノーヴァーに旅行した。國會は其の都度禮讓を以てこれを許して居たのであるが、遂には此の項を廢止するに至つた。

(註 二) Act for the security of the Crown and Succession, 6 Anne, c. 7.

西班牙分割條約に加入した爲め、ソマース等が彈劾せられた恰も同じ年(一七〇一年)ケント州諸市の請願騒ぎがあつた。同年二月會合した國會はトリーイ黨が多數を制して、上述の如く、ソマース等を彈劾したのみならず、ウィリアム三世がルイ十四世に反對して大同盟を造らんとする外交政策に反對しつゝあつたのである。併し乍ら、庶民院の外では、輒近其の孫アンジュー公を西班牙の王位に据ゑ、地中海を以て佛國の湖水たらしめんとしたルイ十四世の野心が漸く明白となるに従ひ、佛國に對する敵愾心が熾んになつて來た。殊にケントの住民は常に佛國軍の侵入を恐れて居たのであるが、トリーイ黨政府がホイッグ黨政府の反對に出てて非戰主義を唱道し、ルイ十四世との戦争を中止したので、ケントの大陪審員(Grand Jury)等はウィリアム三世及びホイッグ黨の政策に従ひ、佛國との戦費を決議せんことを國會に請願したのである。庶民院では、此の穩和なる請願を以て、「醜態であり、倨傲であり、動亂的である」と決議し、而して此の請願書を提出した五人のケント人を監禁すべく命令した。此の事件は、果然全體としての請願權の問題を惹起して、多大の注意を喚起した。

其れから二年の後、一層著名なる事件が起つて、一層明白に當時の庶民院の氣質を暴露した。一七〇三年エールスベリーの一選舉人アシュペイは、其の投票を拒絶せられたと云ふので、選舉官吏ホワイト

を相手取つて起訴したところが、勝訴したのである。然るに王座裁判所(King's Bench)に於て敗訴を申渡され、結局一七〇四年一月貴族院に於て勝利を得たのである。庶民院は貴族院の此の判決に對して、選舉人の権利の決定は、一に下院に存すると宣言して、兩院間の紛争を惹起した。エールスベリーの他の選舉人五人はアシュビイの先例に勢を得て、選舉官吏を訴へた。而して其の特權を破壊したと云ふので、庶民の爲めに拘禁せられた。其の後國會の停會に遭ふて釋放せられたが、兩院間の權限問題は何等の解決を見なかつたのである。併し乍ら、爾後庶民院は決して選舉人の權利を裁判する權利を主張しなかつた。

一六八八年佛國に逃亡したジェームス二世は、兵を愛蘭に擧げたけれど、一六九〇年ポインでウィリアム三世の爲めに大敗を蒙り、佛國に逃げ歸つた。併かもヤコバイト黨は愛蘭に、蘇格蘭に、將た又英蘭にも依然蔓延して、なかなか侮り難き勢力を有つて居たのである。是れはジェームス二世が正式に英國王位を辭退して居なかつたのみならず、羅馬教徒や非宣誓僧侶の間には、外國人たるウィリアム三世を好まずして、機會を見てスチュアート王系を復古せんとの希望の熾烈なるものがあつたからである。併し乍ら、一六九七年英、佛、蘭、西間のリスウィック條約に依て、ルイ十四世も一旦ウィリアム三世の英國王たることを承認したのである。

所が一七〇一年九月六日ジェームス二世は死んだ。其の臨終に際して、ルイ十四世はジェームスをサン・ジャルマンに訪うて、其の子ジェームス・エドワード(『老僭王』Old Pretender と稱せらる)が、英、蘇、愛三國の王たることを承認すべしと約束した。此の約束は英國に對する一種の宣戰とも云ふべきものであつたから、平和主義の英國も已むを得ず挑戰に應じたのである。「此の如くしてルイ十四世が、惹起した問題は、是れ最早歐羅巴の政治問題でなくして、英國に取つては、革命の事業が無効に歸すべきか、舊教と專制主義とが、佛國の武力に依て英國の王位に代つて支配するに至るべきかの大問題であつたのである。此の如き問題に當面しては、ホイッグ黨とトリーライ黨との區別はなかつたのである。」

(Green: Short History of the English People, IV. p. 1538)

一七〇二年三月八日ウィリアム三世が死んで、アンが王位を繼いだ。(註、三)ウィリアムは親ら軍隊を率ひて佛國と戦つたけれど、アンは女性であるから、西班牙王位相續戦争を繼續するには、自然英國軍の司令長官たるものに其の武權を委任せねばならなかつた。而してウィリアムが其の生前に於てアンに推薦した武將は實にジョン・チャーチル後のマールボロ公であつた。(註、四)彼は其友、ゴドルフィンをして、ウィリアムの時の如く、混合内閣を組織せしめた。ブレンハイムの大勝後(一七〇四年八月)彼の聲望は隆々として英國の朝野を壓し、「彼自身即ち政府」たるの觀があつた。彼は即ち一旦戰場より歸還して、

國會の解散を斷行し、(一七〇五年四月五日) 戦争繼續に賛成するホイッグ黨をして新國會に多數を制せしめた。併かも尙ほ内閣は依然トリー黨の溫和派と、ホイッグ黨中彼の外交政策を賛助する一派から組織せられた混合内閣であつた。

此の如くアンの即位は一方に於て文武兩權の分離を餘儀なくせしめて英國の憲政の進展に一轉機を劃したのであるが、他の一方からも、英國の責任内閣制度の進展を助長したのである。女王アンはハテムが「平凡以下の才智」と評せし君主であつたから、國務大臣は自ら彼等の政策に對して責任を負ふべく餘儀なくせられ、斯くて、國王が政治上責任を負はざる思想が漸く發生し始めたのである。一七一一年ロチェスター伯は曰く、「從來國王が萬事責任を負ふこととなつて居たけれど、余は其の時既に過ぎ去つたことを望む。英國の根本憲法に據れば、國務大臣は萬事に對して責任がある。余は何人も是等の事に關して女王の名を用ひ、否な用ひることを敢てせざらんことを希望する」云々。(Cobbett's Parliamentary History, VI. p. 972, quoted by Marriot)

(註、三) 女王マリイ二世は一六九四年十二月二十八日死去した。

(註、四) チャーチルは本來デヴァオンシヤの騎士の子に生れたが其の妹が、ヨーク公の妾であつた爲め、同公に用ひられて、後日榮達の基を拓いたのである。併かも彼は軍人としての有らゆる資質を具備した上に、其の容貌の秀麗なる點が宮廷の婦人に愛せられた所以であつた。彼の妻サラが女王アンの侍女として、「大に彼の榮達を内助した」とは、英國史上に著しい事實である。

女王の治世の前半にはホイッグ黨が優勢であつたが、其の後半に入つて、地方ではトリー黨の反動が熾んになつて來た。是れには二個の理由があつた。第一、マールボロは其の妻サラが女王の近侍であつて、其の勢力は大に女王を左右したが爲めと、且つは彼が一身上の野心から故らに大陸戦争を延引しつゝあるものであるとの嫌疑を受けた爲め、英國人は益々戦争に倦きて居たのである。第二、サシエツエレル博士事件の勃發が、トリー黨反動熱の導火線となつた。一七〇九年十一月五日博士は倫敦の聖ポールで、熱心に臣民の受働的服従説を唱へ、又宗教上の寛容を非難した説教をしたが爲め、ホイッグ黨によつて、貴族院に彈劾せられた。博士は上院の裁判所で有罪の宣告を受けたけれど、國を擧げて博士に同情して、博士が公判廷に出入するときには、市民の示威運動が盛んであつた。ホイッグ黨はサシエツエレル博士を彈劾した爲め、無用の政争を惹起して、却つて自黨の衰勢を招いたに過ぎなかつた。其故に女王は豫ねてホイッグ黨が國會に優勢であつた爲め、内心甚だ好まなかつたにも拘らず、餘儀なく入閣せしめたサンダーランドを内閣から放逐し、續いてゴトルフィンを斥け、一七一〇年九月二十一日其の第三次國會を解散した。總選舉の結果は、果してトリー黨の大勝に歸したので、應てハレレイ(後のオクスフォード伯)とセント・ジョンのトリー黨内閣が組織せられた。然るにも拘らず、如何なる形式を以てするとも、政黨内閣を以て國王を奴隸にするものとして、これを嫌忌した女王アンは、元來トリー黨に同情を有つて居たけれど、必ずしも同黨が不釣合に優勢を占むることを冀はず、兩政黨の穩和

分子を抜いて依然たる混合内閣を作らんことが、其の理想であつたのである。今度ホイッグ黨内閣の没落するや、女王もハレレイも頻りに純トーリー内閣の成立することを避けて、ホイッグ黨にも入閣を勧誘して、混合内閣を組織し、而してトーリー黨の手に覇權を握らせようと努めたけれど、効果はなく、結局純トーリー内閣が成立したのである。

此の如くトーリー黨の内閣は組織せられたけれど、ホイッグ黨は依然貴族院に多數を制して、茲で新内閣の政策を妨害しようと試みた。併し乍ら、一七二二年一月ハレレイとセント・ジョンは女王を懲罰して、新たにトーリー黨の貴族十二名——實際上、政府をして貴族院に於て多數を制せしむるに足る人數——を造らしめた。リチャード二世の幼冲であつた間、國會の手に於て新貴族を封じた例を除いて、古來新たに貴族を封ずることは國王の大權に屬して居たけれど、アン女王の此の擧は、甚だ危険なる大權の行使であつたと言はねばならぬ。一八三二年に於ける十九世紀の第一回選舉法改正に際して、ウィリアム四世に依り、夫れから一九一一年貴族院改革問題の囂しかつた際、ジョージ五世に依り、此の種の大權を行使して非常に多數なる新貴族が造られんとして、辛うじてこれを避くることを得たのである。

ホイッグ黨の頽勢と共に、マールボロ公は本國からの援助續かず、戦況頗る不振であつたが、一七一一年大陸駐劄司令長官の地位を剝がれて、オルモンド將軍がこれに代つた。所が聯合側が西班牙國王の候補者としてアンジュール公と對立せしめて居たカロロ親王は、一七一一年ヨセフ一世帝が死んだ爲め、

兄の後を承けて、埃地利の領土を相續し、且つ神聖羅馬皇帝カロロ六世となつた。そこで、形勢は茲に忽ち一變し、權力均衡の上から見て、カロロが西班牙國王たる方が、反つてアンジュー公（西班牙國王となつてフィリップ五世）が西班牙王となるよりも、一層危険であつた。のみならず、交戦諸國何れも戦争に倦みて、一七一三年のユトレヒト條約で、さしも久しきに亘つた西班牙王位相續戦争も終結したのである。所が大戦争後、女王アンの健康が勝れなかつたから、既に踐祚令が先年制定せられたにも拘らず、王位相續の事が、又も英國政界の問題となつて來た。當時最も有力であつた大臣セント・ジョン即ちボリングブローク子は殆ど公然たるカトリック教徒であつた。彼はクラレンドン法典を厲行する一種の法案たる *Schism Bill*（註五）の提唱を機會として、ハーレイと軋轢したが、結局これを辭職せしめた。（一七一四年七月二十七日）。其れからボリングブロークはヤコバイト黨と相通じて、エドワード・ジエームス即ち『老僭王』を英國王に迎立しようとの陰謀を廻らした。此の時『老僭王』にして表面だけでも、新教徒であると宣言をしたならば、實際彼を英國王に擁立せんと運動が、ホイッグ黨やハイチヤイチ連の間に起つたかも知れなかつたのである。彼は實際王位を回復するだけの力量を缺いて居たけれど、其の世俗的目的の爲め、宗教的信仰を變ゆるには、餘りに正直であつたので、竟に其の勸告を斥けたのである。

（註五）サー・サイリアム・カインダムの提案にかゝり一七一四年一月十五日法律となつた。其の趣意は禮拜統一令申なる學校教師

及びチュートルは國政を遵奉することを宣告しなければ、教職に就くを得ずとの條を勵行するに在る。即ち僧正の許可なければ、學校を設立することを得ざる法律である。一七一七年廢止せられた。

併かも尙ほボリングブロークは舊教回復の畫策を進めて居た。「彼は續く六週間に、次ぎの治世に於てトリー黨の利益を確保し、新たに英國王たる人を選びて、其の即位の條件を命令し得る人々の手に軍隊と國家とを置くことが出來ると打算したのである」(Trevelyan: England under Stuarts, p. 515)。所が彼が冀つた六週間は愚か、六日間の猶豫すら得なかつた程に局面は急轉したのである。オクスフォード伯が免ぜられた二日の後、(一七一四年七月二十九日)女王アンは突然中風症に罹つて其れから二日の後死去した。オクスフォードの後任推薦に就て、内閣會議が開かれたとき、樞密顧問ではあつたが、内閣員でなかつたホイッグ黨の二領袖ソマーセット、アーガイル兩公が突然會議室に闖入して、ボリングブロークの勁敵たるシリニ、リスベリー卿を大藏尙書(Lord High Treasurer)に推薦すべきことを主張したと傳へられて居る。何れにもせよ、ボリングブロークの豫期に反して、瀕死の女王が、此の推薦を裁可したことは事實である。何程までボリングブロークが踐祚令を顛覆すべく陰謀を廻らしたかと云ふことは、不明であるが、女王の急病と、アーガイル、ソマーセットの兩公が意外にも内閣會議に干渉したと云ふことは、確かに彼の畫策を混亂に陥れ、而して當然なるハノーヴァー王系の相續權を保障した

のである。此の如くして、踐祚令の規定に依りて、ハノーヴァーの選舉侯ジョージ（彼の母選舉侯夫人ソフィアは晩近死去したので）は、直ちにジョージ一世として英國の王位に登つた。

光榮革命以來責任内閣の制度は着々として進展し來つたけれど、併かも尙ほ近代的内閣の二個の特性——國王が無責任の地位に立つ事と、『宰相』(Prime Minister)が優越の地位を占むる事——が缺けて居つた。夫れは、ウィリアム三世も女王アンも依然親しく内閣會議を主宰して、國家の政策は責任大臣の政策ではなくして、國王の發案に出でたからであつた。加之、政黨の組織が未だ不完全であつて、主義政策を以て進退する風に乏しく、従つて内閣大臣等に連帶責任の觀念が缺けて居たからであつた。

所がハノーヴァー系が王位に登つてから、英國には新時代の幕が開かれた。ジョージ一世は（一七一四年九月十八日着英）實に近代的意義に於ける英國初代の立憲君主であつた。何となれば、彼は君臨しただけで、支配しなかつたからである。當時此の憲法上の發展を助成したる種々の幸運なる事情が存して居たのである。

ジョージ一世は英國の王位に登つたとき、既に五十五歳の老人であつた。彼は純然たる獨逸人で、英國を解せず、従つて英國を好まず、常に故郷のハノーヴァーに戀着して、畢竟英國を以て選舉侯國の采邑と思惟して居たのである。斯くて彼は絶えず故國に旅行したので、英國の政治はこれを内閣大臣等に

放任して悔いなかつた。然も彼は全然英語を解さなかつたので、到底親しく内閣會議を主宰することは出来なかつたのである。ジョージ二世も亦獨逸で生れ、獨逸で教育せられた外國人であつたから、父王と略々同一の境界に立つたのである。

其れから、元來ハノーヴァー系が英國王位に對する權利は、英國會の決議に依て發生したのであるのみならず、ジョージ一世がいよいよ英國の王位を贏ち得たのは、前述の如く女王アンの臨終に於けるホイッグ黨政治家の一種のクレーダの賜であつたのである。其故にジョージはホイッグ黨政治家の忠義に報いんが爲め、全然彼等の手に行政權を委託したのである。英語を操り得ない、従つて英國の政治に理解も興味も有たない外國出身の國王が、故郷の選舉侯國の利益を増進せしむべく盡瘁すると反對に、英國の内閣に其國の全政治を放任して甘んじて居たと云ふことは、決して不自然ではないのである。斯くてジョージ一世の即位のときから、國務大臣等はひとりてに内閣會議を開き、而して閣僚の一大臣を通じて其の會議の結果を報告する習慣が出来たのである。右の次第であつたから、ジョージ二世の治世の終頃には、君主が内閣會議に親しく臨御せらるゝ事は、反つて異例の事となつたのである。

併し乍ら、國王が内閣會議に臨御しないことになつた以上は、自然國王に代つてこれを主宰する者が必要となつて來た。所がジョージ一世と同一世の治世の内閣には、會々非常に有力にして、且つ執着心に富んだ大政治家が國王に代つて内閣會議の主宰者たる地位を占むるに至つた。其れはサー・ロバート・

ヲルポールであつた。ヲルポールは實際に英國の内閣制度を畫定し、初めて近代的意義に於ける宰相の地位を占めた政治家である。是等の幸福なる事情が相俟つて、ハノーヴァー朝の初期に於て、英國の憲法政治は急速に發達したのである。「若し最初のハノーヴァー系の二王が獨逸人でなく英國人であつたならば、若し彼等が才能あり野心ある若しくは才能なくとも他を支配する強い意志の人であつたならば、ジョージ三世の頑固なる意志を以てしても、これを顛覆することの出来なかつた程に鞏固なる庶民院と内閣とに依る政治の基礎を築くことは出来なかつたであらう。」(Morley: Walpole, p. 49)

ジョージ一世の即位の時から約四十年間は、ホイッグ黨の世界であつた。ステュアートの専制政治に抵抗して革命を成功せしめたのは、主として彼等の力であつたのみならず、ハノーヴァー系を英國の王位に迎立したのも彼等の功業であつたから、彼等が政權を要求するのは當然であつた。加之、ホイッグ黨は政黨として組織が整頓して居て、其の旗幟が鮮明であり、且つ黨内多士濟々であつたことも、同黨の榮えた原因であつた。而して當時に於て、ホイッグ黨は恐るべき反對黨を有たなかつた。

當時トリー黨は實に沈衰の極に達して居た。アンの死後ボリングブロークは「トリー黨は滅亡した」と書いて居る。ジョージ一世が召集した第一次庶民院でトリー黨議員は殆ど五十人に激減したのであるが、然かも黨内が更に分裂して居て、一層無勢力であつた。ヤコバイト黨の主張に賛成する一派と、

スチュアート王系に忠義であつても、羅馬カトリック教に敵意を有する一派とが、互に相軋轢して居たので、ホイッグ黨と對抗して英國政界に有效なる活動をすることが出来なかつた。勝矜つたるホイッグ黨は、ユトレヒトの條約を結んだと云ふ罪で、オクスフォード伯、ボリングブローク子、オルモンド公を弾劾した。是れが實に大臣彈劾の最後のものであつた。オクスフォードは倫敦塔に送られ、ボリングブロークとオルモンドとは大陸に逃亡した。此の如くしてトリー黨は一敗地に塗れて、復た起つ能はざる悲境に沈淪した。久しく英國の政局を支配したラルポールが結局政權を喪失したのは、トリー黨の反對の爲めてなく、主として同じホイッグ黨内の不平分子の攻撃に因つたのであつた事實に徴してもトリー黨が爾後久しく如何に無勢力であつたかを察することが出来る。

ジョージ一世の治世の始めから、既にホイッグ黨にも二派が相對峙して居た。サンダーランドとスタンホープとは、貴族院の後援に依頼して居たホイッグ黨の一派を代表し、ラルポールとタウンシエンドとは、庶民院の權威を強くする政策を採つて居た。サンダーランドの死後はカータレットが貴族院に於ける前述の黨派の首領たる地位を襲ぎ、而してラルポールの最も野心ある勁敵となつたが、一方に於てブルトネイは庶民院に於けるホイッグ黨の不平派を率ゐて居た。

ホイッグ黨政治家の中、最も傑出して居たのは前に述べたやうに、ラルポールであつた。一七二二年

から一七四二年まで、彼は實に國王の首席大臣であつた。「素性と嗜好と財産とに於て、ロバート・ポールの郷紳に屬した。……強壯なる健康と、大なる勤勉力とを惠まれた彼は、其のホイッグ主義に對する誠實にして聰明なる忠勤により、其の堅固なる才能により、其の人事と事務の明察力により、其の國家の急要に對する直覺力により、着々として其地歩を固めた。是等の資質を彼は終りまで保持し、而して彼の行政は實に是等の資質を以て一貫して居る。彼を熟知して居たハーツエイは、何人と雖も、彼の如く明晰なる頭腦、彼の如く眞實にして敏速なる判斷力、彼の如く人間に對する鋭い觀察力を惠まれたものはなかつたと云ひ、而して彼の行爲は徹頭徹尾此の評言を裏書して居る。彼の性格及び爲人は、恐らく表面に於て人を引き着くるものが少なく、却て人をして嫌忌せしむるものが多かつた。彼は華やかな雄辯家でもなければ、善い繪畫を愛したと云ふ外、風雅心もなかつた。彼の嗜好、習慣、道徳は其の時代の郷紳の其れてあつた。……彼は大に飲み、大に狩獵し、口が汚なく、下品に語り、少なくとも一人の妾を養うたが、是等の何れもハノーヴァー時代の英國を悚動するものではなかつた。彼は國家の費用によつて年金や冗職を自分の子息に給せんとして居た。彼は苞苴を好んだ男女に賄賂を贈ることを躊躇しなかつた。彼は野心深く、權力を愛し、而して反對黨に寛容でなかつた。」(Robertson: England under the Hanoverian, pp. 42-3)此の如き人格、嗜好、習癖、手腕を具へたポールは決して高邁なる政治家でもなければ、卓越したる外交家でもなかつた。併し乍ら、彼の著しい財政的才能は、彼をし

て商業階級の援助と、地主階級の信望とを贏ち得しめたのであるが、然かも彼の本領は決して財政家たるに在らずして、寧ろ庶民院に於けるデリケートな問題を巧妙に操縦して、爲めに朝廷に於て何人も動かすべからざる優越の地位を獲得した理想的なる議院政治家たる點に在つた。否な、(一)彼が朝廷に於ける優越の地位を利用して、庶民院をして斷然英國政界の重心點たる地位を確保せしめ、従つて(二)内閣制度の基礎を築き、而して(三)其の内閣を主宰する宰相の官職を發展せしめたる英國憲法政治の大功勞者たる點に在るのである。

(一)ハーン曰く、「初めて英國人民の要求と相一致したことの所見を以て、政治を行つたのはラルポールであつた。初めて庶民院に於て國務を行つたのはラルポールであつた。其の國務を行ふに當て、國會に議席を有する國王輔弼の大臣をして、彼の政策を贊助せしむべきことを主張したのはラルポールであつた。庶民院が國家に優越の權力を占め、而して能力に於ても、勢力に於ても、將た又實權に於ても、貴族院を凌駕するに至つたのは、ラルポールの時であつた。而して國王の信任未だ減ぜんかつたにも拘らず、彼に對する庶民院の信任缺乏したと云ふ公明なる理由に依て冠を挂くる模範を示したのも亦實にラルポールであつた」。(Hearn: Government of England, p. 220)而してラルポールが政界に活動し始めた恰も其の當初に、若し其の政策にして實施せられたならば、貴族院に難攻不落の地位を與へたであらう

と思はれた法案が國會に提出せられた。一七一九年の『貴族令』(Peerage Bill)が其れてあつた。此の『貴族令』によれば、貴族院議員は現在の數以上六人を超過すべからず、(註、六)貴族の家斷絶したる場合に限り、更に國王は一人の貴族を創造するを得べく、而して蘇格蘭の貴族は從來の如く十六人を選舉する制を廢して、二十五人の世襲議員に依て、永久に代表せらるべしと。(註、七)此の如くして、サンダランドは此の法案に依て俗貴族議員の總數を約二百人に制限せんとしたものゝやうであつた。サンダランドが此の法案を提出した動機は女王アンが一七一二年に十二人の新貴族を造つて、ホイッグ黨の貴族院に於ける多數を壓倒した事實に驚愕したる爲であつたことは明白である。其れから彼はジョージ一世と仇敵も雷ならぬ程仲の悪い皇太子ジョージ(後のジョージ二世)が即位したならば、ホイッグ黨の内閣を斥けて、皇太子と親善の間柄であるトリーイ黨の大臣を任命し、以て庶民院に多數を制せしめ、ホイッグ黨の上院が反對したならば、大權を用ひ多數のトリーイ黨新貴族を造つて、上院を屈伏せしむるであらうと、將來を慮つて、提案したのである。若し此の法案が法律となつて居たならば、貴族院は排他的なる寡頭政治となつて了つて、國務大臣の手から最後の方策として、貴族院の抵抗を挫いて結局人民の意志に屈服せしむることを許す唯一の安全瓣を剝奪することになつたであらう。英國の内政に興味を有たなかつたジョージ一世は國王の大權中、最も高貴なる新貴族の創造權を剝奪する此の法案を支持して、これが庶民院を通過せんことに盡瘁したのである。所が、ラルポールの政治的先見は慧くも、

此の法案に潜んで居る危険を看破して、其の反対派の急先鋒となり、庶民院に於ける有名なる演説によりて大に案の真相を暴露して、結局約百票の多数を以てこれを否決せしめたのである。

ヲルポールは此の外にも庶民院の権力を高めることに盡瘁した。是れより先き（一七一六年五月七日）『七年會期律』（Septennial Act）と云ふ法律が制定せられた。是れは一六一六年頃にはヤコバイト黨の活動が益々猖獗の勢を逞うしたので、若し三年會期律の儘近い中に總選挙を行つたならば、或は舊教徒が英國の政治界に何んな勢力を盛り返さんやも測られなかつたので、豫め其の防遏策として、庶民院の任期を七年に延長した次第であつたのである。國會が、將來の國會の任期を延長するのみか、三年の任期を以て選ばれた自らの任期までも延長する決議をした事は、危険の制度と非難せらるゝことを免れなければ、兎に角庶民院の権力が大に加はつて來た確證と見られる。何れにもせよ、此の法律に依て、庶民院が新たに獨立の地位を與へられたことは争ふべからざる事實であつた。

三年間反対黨に在つたヲルポールは、一七二一年四月『大藏總裁』（First Lord of the Treasury）と『大藏大臣』（Chancellor of the Exchequer）とを兼ねて、益々庶民院の權威を強固にする政策を採用した。ジョージ一世に仕へて入閣の當初から宰相の地位を占めた彼は、自己の政策を遂行せんが爲め、今日所謂買収政略を行つた。彼か議會に多数を制せんが爲め的手段として、故らに體系的なる賄賂を用ひたと云ふことは、反対黨によつて誇張せられた嫌がある。國會の腐敗は上述の如く王政復古以來普通で

あつて、ダンビーも、ウィリアム三世も、アンも所謂機密費("secret service" money)を以て議員を買収した。否な、却てヲルポール没落後、殊にジョージ三世の時には、既に正規のシステマとして公行せられたのである。ヲルポールは自身富んで居たから、決して收賄はしなかつたが、人に賄賂を遣ふことは平氣で行つた。國家の目的の爲めには、必要に應じて議員を買収した。金を好む人には金を贈り、地位の好きな人には地位を與へた。「人間は皆市價を有つて居る」と言つたとかで、腐敗政治家の典型であるかのやうに、後世の非難を受けて居るけれど、是は政黨政治家の會合の或る席上、彼が「諸君は皆市價を有つて居る」と喝破したのが誤り傳へられたのである。ヲルポールが最も依頼した國會操縦策は贈賄よりも、首相として當然彼に屬した其の廣大なる『官職推薦權』(Patronage)を利用したことである。これが忠實なる黨員に報酬する彼の慣用手段であつたのである。「自分の爲めの利益ある官職から、借地人の悴の爲めに税關吏の地位を得しむることまで、苟も何物かを希求する國會議員は、其の人の唯一の機會が政府を支持するに在ることを知つて居た。」パークが言へる如く、ヲルポールは腐敗手段に依つたのではなく、政黨の歸服に依つて政治を行つたのである。

前述のアン女王の治世の一法律(Anne, c. 7)にも拘らず、官職を利用して國會議員を腐敗せしむる宰相の推薦權が如何に廣大なるものであつたかと云ふことは、一七四一年には二百を下らざる官職が庶民院議員によつて保有せられて居たと云ふ事實によつて證明せられた。所が、ヲルポール没落後直ちに

Place Bill と稱する法案が國會を通過した。此の法律によつて、主として各官省の書記であるとか、其の他の下級官吏であるとか、其の他數多の官職は凡て庶民院議員が兼ねる能はざる地位と定められた。併かも尙ほロッキンガム卿の提出した一七八二年の『皇室費法』(Civil List Act) が制定せられた時まで、國王の勢力は依然庶民院に取つて危険であつたのである。

(註、六) Meiland: Constitutional History of England, pp. 255-9

(註、七) 蘇格蘭は一七〇七年英國と國會を合同せしめたのである。

(二) アルポールの時代に庶民院の優越權が確立せられつゝあつたと同時に、他方面に於ても、憲法上の變革が起りつゝあつた。其れは内閣制度の發展である。前述の如くジョージ一世が内閣に出席しなかつた爲め、生じた結果は(1)國務大臣等は從來よりも自由に國事を相談することが出来るようになり、而して大臣等が決めた提案を國王に上奏すること、(2)國王に代つて内閣會議を主宰した大臣が自然或る優越權を獲るに至つたことである。

併し乍ら、國王の大臣中、内閣に椅子を占むる者は何れの人々であるかと云ふことは、十八世紀末まで明確に定まつてなかつた。畢竟同一の政見を抱いた者で渾然たる内閣が組織せられ、内閣と『政府』とが一致するに至つたとき迄、内閣は一定の形を成さなかつたのである。『内大臣』(Lord Chamberlain)とか、『侍從武官長』(Master of the Horse)とか、カンタールバリー大僧正の如き者までも、十八世紀末ま

で内閣に列席する権利を有つて居たのである。ヲルポール自身は内閣會議を開くこと極めて稀れて、大法官とか國務大臣等 (Secretaries of State) の外、特に關係のある大臣と非公式に相談する方法を採つた。ヲルポールの内閣にも、其の後久しい間の内閣にも、庶民の閣員は極めて少なく、小ピットは彼自身の第一次内閣中に於ける唯一の平民大臣であつた。是れが此の時代を通じて、庶民が此の内閣制度の發達に對して嫉視した一つの理由であつた。

此の如くしてヲルポールの時代に内閣制度は略々確定せられたのであるが、茲に少しく内閣制度が英國憲法上如何に重要な地位を占めて居るかと云ふことを説明する必要あると思ふ。

其の現在の理論上及び實施上に於ける英國憲法の概念にして、内閣制度の複雑微妙なる性質に就て充分了解して居なければ、其の概念は到底空漠たることを免れないであらう。マコーレーは此の内閣制度の眞性を説明して曰く、『政府』^{ミニストリー}は事實上兩院の重なる議員の委員會である。其れは國王が任命するけれど、然かも時事問題に對する政見が大體に於て庶民院の多數の意見と一致したる政治家によつて専ら成立つて居る。是等の委員の間に行政部の各官省は分擔せらる。各大臣は閣僚に圖らずして、其の官省の常務を行ふけれど、各省の最も重要な政務であつて、殊に國會に於ける討論の主題となり易い政務は、全内閣の討議に附せらる。國會に於て國務大臣は行政部に關する總ての問題に就て、一致の行動に出でねばならぬ。若し閣僚の一人にして、妥協を許すには餘りに重大なる問題に對して、他の閣僚と意見

を異にした場合には、辭職するのが、當然の義務である。内閣大臣等にして、國會の多數の信任を保持するときは、其の多數黨の方で、反對黨を排撃して内閣を支持し、閣員に影響を及ぼし、又は閣員を困惑せしむる虞れある動議は凡てこれを否決するのである。若し内閣大臣等にして國會の信用を失はば、若し國會の多數黨にして、内閣の推薦方法に對して、特赦權の行使に對して、又は外國の折衝に對して、戰爭の方法に對して、不満足であるならば、其の對策や簡單である……多數黨は唯だ内閣に對する信任を廢したりと宣言し、而して其の信任する内閣と交代せんことを要求すれば足るのである。(Macaulay: History of England, ch. XX)(註、八)

(註、八) ミニストリー 政府と内閣の二字は時に同意義なるが如く用ひらるゝけれど、これは誤つて居る。政府とは當然總ての政務官を包含するけれども、然かも是等の中から唯だ少數だけ即ち通例十二人が——同一の政府にても時々相異ありて一定しない——國王の内閣を組織し、而して政府の比較的高い權威を行ふと共に、より高い責任を取る。他の政務官は閣内に於ける同志と密接なび關係を有するけれど、第二位の從屬的地位を占むる。

(三)内閣制度發展の結果として、『宰相』(Prime Minister)が内閣に於て優越の地位を占むるに至つたのも亦ヲルポールの時代である。

内閣の頭たる宰相は特殊の地位を占めて居る。理論上、宰相は國王が任命するけれど、實際上其の所屬政黨の多數によつて指名せらるゝのである。宰相は國王の裁可を経て、其の閣僚を選任する權利を有つ

て居る。併し乍ら、多くの場合、閣僚は既に輿論と其の政黨の希望とによりて任命せられた人々である。椅子の分け方に就て、宰相は全く選擇の自由を有つて居る。彼は外交に就て特別の注意を拂ひ、又各省の間に起る有らゆる紛争を裁定する。君主の同意を経て、彼は其の閣僚の言動に就て好まない者ある場合に辭職せしむることが出来る。而して各省の重要なる官職に缺員あつた場合、其れを補充する前に國務大臣からの相談を期待する。

宰相の地位が公然承認せらるゝやうになつたのは、十九世紀中の事であつて、今日にても尙ほ法律上認められて居ない官職である。ラルポールは明かに宰相の地位を占め、彼は内閣の主宰者であつて、閣僚は彼の配下に非ざれば、彼の推薦に出でた人々であつた。彼は又庶民院の首領であつて、其の信任の去りたる時、潔く冠を挂けたのである。所が宰相の權力加はるに隨ひ、之に對する世間の嫉妬も亦漸く加はつて來た。ラルポールに對して攻撃の最も甚だしかつた點は、彼が自ら總理大臣 *Sole Minister* 或は *Primo Vizier* と呼んだことであつた。ラルポールに反對した貴族院議員の少數黨の抗議書は一七四一年に宣言して曰く、「總理大臣否な首相の名も、英國の法律中に在らざる官職にして、英國の憲法と矛盾し、如何なる政府に對しても其の自由を奪ふものなり」と。然るに注目すべきは、ラルポール自身宰相の官職を否認したことである。彼は曰く、「余は明白に余の總理大臣及び宰相たる事、竝に總ての政務が余の勢力及び指揮に歸せねばならぬことを否認する……余は又外務の主人公たらんことを企てもし

なければ、又其の地位に干渉することは余の務めてない。余は陛下の輔弼の一人として、唯だ一個の發言權を有するに過ぎない」と。所が小ピットは一八〇三年閣僚メルヴイルとの會話中、英國にても最も國王の信任を受け、主として國王を輔佐するだけの威望を有する公然たる大臣を置くことの極めて必要なる所以を切論し、且つ此の大臣の權力には何等の反對若しくは何等の分權あるを許さず、而して此の權力は一般に首相と稱せらるゝ人に存せざるべからずと論じて居る。此のピットの意見は漸次實現せられたのである。

兎に角、ポールが久しく内閣で優越の地位を占めて居た間に宰相の職が英國憲法上動すことの出来ないものとなつたことは、疑ふを得ない。併し乍ら、宰相職が憲法制度の明白に認められた部分となつたのは、他の國務大臣に對する其の董督が一層確立せられた後の事に屬する。(註、九)

茲に序で乍ら、宰相の職と最も近い關係のある官職に就て一言する。宰相が優越の地位を占むる前に最も重要なる國家の大官は大藏尙書 (Lord High Treasurer) であつた。此の官職は前述の如く一七一四年アン女王が死前に任命したシリユスベリー卿を最後として廢官となり、一七一五年庶民院から代表者を出して、大藏省の行政に參與せしめんが爲め、委員組織となつた。而して『大藏總裁』 (First Lord of the Treasury) と、二人乃至四人の大藏少卿 (Junior Lordes) と大藏大臣 (Chancellor of the Exchequer) とが委員となり、大藏省の實際の政務は自ら大藏大臣の手に移るに至つた。ポールの時から、大藏

總裁の職は、概して内閣で最も主要なる地位を占めた大臣が占むることゝなつた。

(註、九) Prime Minister の稱は Cabinet とか、Whig 及び Tory とかの綽號と同じく、本來悪口家の綽號から出たものである。Prime Minister と云ふ文字には、好色とか、強慾とか、淫蕩とかの意味が含まれて居る。

内閣制度及びこれに伴ふ大臣責任の觀念の發達と恰も正反對に、古來の憲法上の慣習の廢止に歸しつゝあるものがあつた。國王の拒否權 (royal veto) も其の一つであつた。

拒否權は國王の大權の最も著しいものであるが、ウィリアム三世は自己の手に行政權を確保せんが爲め、國會兩院の議決したる法案に對して、屢々拒否權を行使した。(註、十)而して女王アンが一七〇七年蘇格蘭國民兵法案 (Scotch Militia Bill) に對して拒否權を行使して以來、今日に至る迄、此の國王の大權は有名無實のものとなつた。ジョージ二世は國王の身上的權威を回復せんことに努力したにも拘らず、流石に此の立法上の拒否權を復古しようとは企てなかつた。假令ノース卿に向つて、如何なる時にも、國王の不同意する權利を行使しないと云ふことに定むるやうな傾ある何等の表示を用ひることに同意せざるべしと語つたにせよ、而して英國皇帝は近年に至る迄、植民地議會の立法に對して、拒否權を行使したことは、決して稀れてはなかつたのである。

(註、十) 裁判官の獨立を保障する法案 (一六九二年) 三年會期法案 (一六九三年) (Place bill) (官吏の庶民院議員たることを禁ずる法案、一六九三年) 選舉法案 (election bill) (一六九六年) 等はウィリアム三世によつて拒否せられた。

次に彈劾(impeachment)も亦憲法上の制裁として効果を失ふに至つた。前に述べたやうに、國務大臣が國會の彈劾に會つたのは、一七一五年オクスフォード、ポリングブローク、オルモンド等がホイッグ黨の爲めに上院に告訴せられた事件を最後として、結局廢止の姿に歸した。併かも此の事件も二年の後有耶無耶になつて了つた。フルポールの反對黨は一七四二年彼の失墜後、彼を彈劾すべしと騒いだけれど國民の常識は最早かゝる手段に訴ふることに賛成しなかつた。其の後一七八八年ウオレン・ヘステインクスは印度に於ける其の不當行爲の爲めに、又一八〇六年メルザイル卿は海軍大臣としての官金濫費と云ふ瀆職行爲の爲めに、何れも彈劾せられたけれど、兩人共に免訴せられた。兩方の事件共に政治問題として糾弾せられたけれど、政治的行爲に屬すべきものではなかつた。(註、十一)

國務大臣彈劾の廢止に歸したのは、一部分は政黨内閣の發達に連れて、個人責任から連帶責任に變化した爲めであること勿論であるが、一部分は英國の各政黨間に了解が出来て、政黨競争のルールと云ふやうなものが、漸次に發生して來て、其れが各黨から認めらるゝに至つたからである。佛蘭西革命のとき一雄辯家は大臣責任を論じて、『責任と云ふことは吾人に取つて、死を意味する』と云つて居るが、若し負けの方の黨派の領袖は首を失はねばならぬか、縦し其れ程でないとしても、敵黨の爲めに彈劾せられて、零落の悲運を見ねばならぬことになるとしたならば、政治生活の快適は失はれて、何人も國家の爲めに盡瘁することを躊躇するであらう。英國に『陛下の反對黨』(His Majesty's Opposition)と云ふ語

がある。これは縦令時の政府の反對黨であつても、國家の爲めに盡瘁する、國王陛下に忠誠であると云ふ點に於ては、在朝黨と何等淪るところはない、反對黨であつても陛下の反對黨であるとの意味である。政黨が相互に反對黨に對して、縦令彼等の政策に賛成は出來ないけれど、彼等と雖も、誠實に國家の福祉を希願するが爲め、政界に働いて居る點に於ては吾黨と同様であると云ふ諒解を有することによつて始めて政黨政治を行ふことが出來るのである。敗北したる大臣を彈劾する企を拋棄したことが、此の種の諒解に向て進む第一歩であつたのである。

彈劾は畢竟拙劣なる武器であつて、法律違反の場合には裁判所に訴へて罪を問ふことが出來るとして、ストラッフォード或はダンピイ彈劾の場合に於ては、庶民院が豫期して居つたやうな有罪の決定を與ふことが出來なかつたのである。前者は殺されたけれど、其れは彈劾の結果ではなくして、民權喪失律に問はれたのである。後者の場合には彈劾案は撤回せられたのである。ピムは明かに此の困難を認知して最も明瞭に大陳情書中に之を述べた箇條を加へしめた。曰く「庶民院は或る人々が樞密顧問たるに對して忌避すべき正當の理由を有し、而して其の罪惡は證明せられざるも之を嫌疑すべき理由ありながら是等の人々を罪し得ざる場合往々發生するであらう。又他に其の人々の罪惡は立證せられ得べきも併かも法律上刑を受けない場合もあるであらう」と。此の難問を解決すべき唯一の有効なる方法は同一文書が指示するが如く、國王をして、「國會が信任すべき理由を有する輔弼の大臣を任用するに在つた。」

一言にして蔽へば、國務大臣をして國會に對して責任を負はしむるに在つた。所が一六四一年にビムの爛眼夙に之を洞察した、此の大臣引責の方法は、容易に實現せらるゝの機會に達しなかつた。内亂後クロンウエルの個人的勢力を以てしても、此の方法に向つて一步を進むることが出来なかつた。チャールズ二世の王政復古後、國會の權威回復して、之が一段の進歩を見たのであるが、一六八八年の革命後に至つても責任内閣の主義は完全に承認せられなかつた。斯くてハノーヴァー朝に至り、マルボールの努力は、遂に此の主義の確定に貢献した次第である。

茲に一寸讀者の注意を促したいことは、大臣責任 (ministerial responsibility) と内閣の責任 (cabinet responsibility) とを混同してはならぬ事である。此の兩者の區別は往々無視せらるゝけれど、併かも實際上正反對の事實を見ることがある。國會は内閣制度の發達と關係なく、單に個々の大臣をして、法律ばかりでなく、或は政治上にも責任を負はしむる主義を確立した例がないでもない。前述の如く各國務大臣は夫れ夫れ自己の行爲に對して、法律上責を負ふのみならず、内閣の合議に對しても、政治上連帶責任を負ふのである。此の二個の責任は個々別々である。大臣責任の主義は十七世紀中大に進歩したけれど、内閣連帶責任主義が明白に承認せられた憲法上の主義となつたのは、十八世紀の末であつたのである。

(註、十一) 從來彈劾は國會の解散又は休會に依て打切となるの例であつたが、ヘステインガスの彈劾の際國會の休會又は解散ある

とも、其の爲めに彈劾事件を終結せしめない先例を開いた。

占部百太郎